

規約等審議委員会規程

1999年6月1日 制定

（目的）

第1条 本連盟寄付行為に基づく目的達成、事業運営に関して、必要な諸規程及び施工細則等の整理、充実を図るために、規約等審議委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

（業務）

第2条 委員会は常設とし、理事会が諮問した本連盟の運営に係る規約、規程等の制定並びに改廃について審議し、理事会に答申するものとする。

（構成）

第3条 委員会は各加盟団体の推薦のあった委員を以って構成する。ただし、必要に応じて会長が推挙する学識経験者を若干名加えることができる。

（召集及び成立）

第4条 委員会は必要に応じて委員長が召集する。ただし、初回の召集は会長がこれを行う。

- 2 委員会は委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に変えることができる。
- 3 前項については同一案件の審議の場合はこの限りではない。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は理事の任期と同一とする。

- 2 委員の交代は各加盟団体の届け出により行い、至近の理事会で承認する。

（運営）

第6条 委員会の運営において疑義が生じたときは、委員会の合議によって処理するものとする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

